

南山城村職員の人事行政の運営等の状況を公表します

南山城村職員の仕事条件や給与等の実態について、村民の皆さんにより一層ご理解をいただくために、「南山城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、主に平成25年度の人事行政の運営等の状況について、そのあらましをお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の推移 (各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)					対前年増減数(人)				
		H21	H22	H23	H24	H25	H20	H21	H22	H23	H24
一般行政	議会	1	1	1	1	1					
	総務	12	13	14	13	10		1	1	▲1	▲3
	税務	3	4	4	6	6	1	1		2	
	労働										
	農水	3	3	3	3	3					
	商工					3					3
	土木	4	4	3	3	3			▲1		
	小計	23	25	25	26	26	1	2		1	
	民生	12	11	11	11	11	▲1	▲1			
	衛生	4	4	4	3	3				▲1	
	小計	16	15	15	14	14	▲1	▲1		▲1	
	一般行政部門計	39	40	40	40	40		1			
	教育	3	3	3	3	3					
普通会計合計	42	43	43	43	43		1				
公営企業等	水道	2	2	2	2	2					
	その他	4	4	5	5	5			1		
	小計	6	6	7	7	7			1		
総合計	48	49	50	50	50	0	1	1			

※上記の表は、定員管理調査に基づく数値で、教育長を含みます。

(2) 級別職員数(平成25年4月1日現在)

一般行政職			
職務の級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事(補)及び定型的な業務を行う職務	1	2.9
2級	主事の職務	2	5.7
3級	係長及び主任の職務	20	57.1
4級	課長補佐の職務	5	14.3
5級	課長、課長代理及び主幹の職務	6	17.1
6級	参事、理事及び困難な職務を分掌する課長の職務	1	0.0
計		35	100.0

(3) 職員採用と退職職員数

採用者数	1人
退職者数	1人

※平成25年4月1日から平成26年3月31日までの採用並びに退職職員数です。

2. 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)23年度の人件費率
25年度	人 3,008	千円 2,735,889	千円 53,288	千円 365,651	% 13.4	% 16.4

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) ラスパイレス指数

(各年4月1日現在)	
区分	指数
21年度	95.8
22年度	95.1
23年度	95.7
24年度	96.5
25年度	95.4

(3) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計B	
25年度	人 43	千円 140,140	千円 16,594	千円 54,983	千円 211,717	千円 4,924

(注)給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

特別職・議会議員や非常勤特別職の報酬・退職手当組合負担金・共済費は除いています。

給与は「手取額」ではなく、税金や保険料を差し引く前の金額です。

(注)ラスパイレス指数＝国と地方では職員構成が異なり、単純平均では給与を比較できません。そこで、地方の一般行政と国の行政職俸給表の適用職員の俸給額などを、学歴別、経験年数別に区別、職員数で加乗平均して算出した指数。国家公務員の給与を100としています。

(4)初任給(平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職	国	京都府
		行政職	行政職
高校卒	140,100円	140,100円	145,400円
大学卒	172,200円	172,200円	179,700円

(5)職員の平均給料月額および平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
南山城村	313,670円	41.8歳		

(6)特別職等の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	特別職	議員
給料・報酬	村長 670,000円 副村長 570,000円	議長 275,000円 副議長 200,000円 議員 170,000円
期末手当	6月期1.40月分 12月期1.55月分 計2.95月分	6月期1.40月分 12月期1.55月分 計2.95月分

(7)職員の手当ての状況(平成25年4月1日現在)

扶養手当

・配偶者.....13,000円
・扶養家族.....6,500円
<p>ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。 満15歳の年度初めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加える。</p>

住居手当

・持家.....無し
<p>・家賃支払い 月額23,000円以下の家賃 家賃額-12,000円=支給額 月額23,000円を超える家賃 (家賃額-23,000円)×1/2[限度額16,000円]+11,000円=支給額</p>

期末勤勉手当の状況

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.60月分	1.35月分

職務上の階級、職務の級数等による加算措置有

通勤手当

自動車・自転車等を利用する職員	
片道 2km以上 5km未満	月額 2,000円
片道 5km以上10km未満	月額 4,100円
片道10km以上15km未満	月額 6,500円
片道15km以上20km未満	月額 8,900円
片道20km以上25km未満	月額11,300円
片道25km以上30km未満	月額13,700円
片道30km以上35km未満	月額16,100円
片道35km以上40km未満	月額18,500円
片道40km以上45km未満	月額20,900円
片道45km以上50km未満	月額21,800円
片道50km以上55km未満	月額22,700円
片道55km以上60km未満	月額23,600円
片道60km以上	月額24,500円

公共交通機関を利用する職員	
6ヶ月運賃	1ヶ月当たり 55,000円までは全額
	1ヶ月当たり 55,000円以上の場合 55,000円×6ヶ月 = 支給額

退職手当

区分	支給率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.03月分	28.7875月分
勤続 25年	32.83月分	38.955月分
勤続 35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分



3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	有

(2) 年休等の状況(取得実績は平成25年1月1日～平成25年12月31日の期間)

- 年次有給休暇 職員一人あたり平均取得日数 6.14日
- 特別休暇 産前産後休暇、結婚休暇、育児休暇、夏期休暇、忌引休暇、病気休暇等の休暇制度があります。

(3) 育児休業の状況(平成25年度中に取得したもの)

- 取得した職員数 2名(うち、男性職員 0名)

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(1) 分限処分

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

* 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的となされます。

(2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件

* 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

南山城村では、地方公務員法に基づく懲戒処分を行うまでに至らない非違行為を行った職員に対して「訓告」や「嚴重注意」の処分を行うこととしています。平成25年度中の訓告処分等はありませんでした。

5. 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として、公共の福祉のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。

職員が職務を遂行するあたり、守るべき義務は次のとおりです。

職務命令等に従う義務	職務専念義務	争議行為等の禁止
信用失墜行為の禁止	政治的行為の制限	営利企業等の従事制限

6. 職員の研修の状況

研修

公務能率を向上させ、よりよい住民サービスを提供するため、研修を行っています。
また、各部署ごとにおいては、専門的な知識を身に付けるために各種研修会に参加しています。
更に、役職に合わせて各種研修会に積極的に参加しています。



○派遣研修

①京都府(財団法人京都市町村振興協会)

内容	受研修者数
新規採用職員研修	1人
5年目研修	2人
管理職研修	1人
監督者研修	2人
問題解決研修	1人
法制執務(基礎)研修	1人
法制執務(応用)研修	1人
コーチング研修	1人
意識改革・行動変容研修	1人
税務(住民税)研修	1人
税務(固定資産税/非木造家屋)研修	1人
男女共同参画研修	1人
監査研修	1人

②市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び全国市町村国際文化研修所

内容	受研修者数
	0人

※これらの研修等以外にも、各種講習の受講を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
巡回検診	51人	37人	98.1%
人間ドック		14人	

* 特別職を含んでいます。

(2)公務災害の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対して補償を行います。
認定及び補償は、地方公務員災害補償基金京都府支部が行っています。

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
0件	0件	0件

(3)共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済制度で、京都市町村職員共済組合に加入し、事業を行っています。

共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

(概要)

短期給付事業 病気・けが・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付 など
 長期事業 退職・障害・死亡に対して、年金または一時金の給付 など
 福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業 など



(4) 福利厚生 の 状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生 の 計画を樹立し、実施することが義務付けられているため、財団法人京都市町村職員厚生会及び南山城村職員互助会により事業が実施されています。

【財団法人京都市町村職員厚生会】

- ・医療費助成、見舞金等の給付事業やスポーツ大会等の元気回復事業等の実施

【南山城村職員互助会】

- ・会員相互の親睦を深めるレクリエーション、旅行等の事業の実施

南山城村互助会会員数

特別職	一般職	合計
2人	50人	52人

8. 公平委員会 の 状況

(1) 公平委員会 の 概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において、次のように定められています

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。

(2) 公平委員会 の 業務 の 状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

業務の内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件